



# 売上高等確認書類の手引き

協力金（第9・10弾）では、売上高等に応じて協力金を交付するため、「売上高方式（下限額以外の場合）」又は「売上高減少額方式」で申請する場合は、売上高等や交付申請額を確認できる書類の添付が必要です。

ただし、大企業以外で、交付申請額が下限額（1日当たり4万円又は2.5万円）の場合は添付不要です。

## 添付書類（必須）

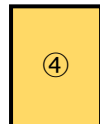
①令和元年又は令和2年の4月、5月の売上高を含む確定申告書類の写し

## 追加添付書類

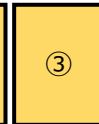
①で「申請する店舗の4月、5月の飲食部門の売上高」が確認できない場合



売上高減少額方式を選択する場合



①で「申請する店舗の4月、5月の飲食部門の売上高」が確認できない場合かつ売上高減少額方式で選択する場合



### <添付書類>

- ① 令和元年又は令和2年の4月、5月の売上高を含む確定申告書類の写し・・・p.1  
 (法人の場合)
  - 法人税の確定申告書別表一の控え（1枚）
  - 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））
 (個人の場合)
  - 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）
  - 所得税の青色申告決算書の控え又は収支内訳書の控え（2枚）
- ② 令和元年又は令和2年の4月、5月の店舗ごとの売上帳等の写し・・・p.4
- ③ 令和3年の4月、5月の店舗ごとの売上帳等の写し・・・p.4
- ④ 飲食部門売上高報告書・・・p.5

<参考> 期間ごとに異なる計算方式により申請する店舗・・・p.6

① **令和元年又は令和2年の4月、5月の売上高を含む確定申告書類の写し**

(1) 法人の場合

※ 決算月の関係上、事業年度が4月末で終了する事業者の場合は、2年分の確定申告書類が必要です。

□ 法人税の確定申告書別表一の控え（1枚）

(注1) 收受日付印が押印されていない場合は、e-Taxの受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

(注2) 事業年度を御確認ください。**売上高を参照する年の4月、5月が含まれている必要があります。**  
電子申請画面内の「上記売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

(注3) 「**経理方式**」を御確認いただき、マーカー又は印を付けてください。  
電子申請画面内の「上記売上高が税込金額」の項目では、「**税抜き**」又は「**税込み**」を選択してください。

(注4) 「**4月、5月の売上高**」を御確認いただき、該当箇所にマーカー又は印を付けてください。**参照する年の売上高と一致している必要があります(※)。**  
(※) 複数店舗を有する場合や飲食部門以外の売上高がある場合は一致しません。5ページの③「売上帳等の写し」を提出していただく必要があります。  
電子申請画面内の「平成31年4月、又令和2年4月の売上高」、「令和元年5月、又は令和2年5月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

□ 法人事業概況説明書の控え（2枚（両面））

(表)

(裏)

(2) 個人事業主（青色申告）の場合

所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）

(注5) 收受日付印が押印されていない場合は、e-Tax の受信通知（メール詳細）の提出が必要です。

(注6) 所得年を御確認ください。売上高を参照する年と一致している必要があります。  
電子申請画面内の「上記売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

(注7) 「4月、5月の売上高」を御確認いただき、該当箇所にマーカー又は印を付けてください。参照する年の売上高と一致している必要があります（※）。  
（※）複数店舗を有する場合や飲食部門以外の売上高がある場合は一致しません。4ページの③「売上帳等の写し」を添付していただく必要があります。  
電子申請画面内の「平成31年4月、又は令和2年4月の売上高」、「令和2年4月、又は令和2年5月の売上高」の項目に参照する売上高を入力してください。

所得税の青色申告決算書の控え（2枚）

※ (1) 法人又は (2) 個人事業主（青色申告）について、確定申告書類に申請する店舗の令和元年又は令和2年の4月、5月の飲食部門の売上高が明示されていない場合は、③令和元年又は令和2年の4月、5月の店舗ごとの売上帳等の写しの添付が必要です。

### (3) 個人事業主（白色申告）の場合

個人事業主（白色申告）の場合は、「4月、5月の売上高」が確認できないことから、確定申告書類のほかに4ページの③「売上帳等の写し」を添付していただく必要があります。電子申請画面内の入力については、5ページの④を参照してください。

#### □ 所得税の確定申告書第一表の控え（1枚）

(注8) 收受日付印が押印されていない場合は、e-Tax の受信通知（メール詳細）の添付が必要です。

(注9) 所得年を御確認ください。売上高を参照する年と一致している必要があります。

#### □ 所得税の収支内訳書の控え（2枚）

## ② 令和元年又は令和2年の4月、5月の店舗ごとの売上帳等の写し

※ 「②令和元年又は令和2年の4月、5月の売上高を含む確定申告書類の写し」に、申請する店舗の令和元年又は令和2年の4月、5月の飲食部門の売上高が明示されている場合は、添付不要です。

## ③ 令和3年の4月、5月の店舗ごとの売上帳等の写し

※ 売上高減少額方式で交付申請額の算定を行わない場合は、添付不要です。

<売上帳等の参考例>

売上帳		
注10	令和2年4月分	注10
		店舗名：居酒屋 カナガワ
日付	内容	売上金額
注11	4/5	店舗売上（飲食） 800,000
	4/10	店舗売上（飲食） 750,000
	4/15	店舗売上（物販） 200,000
注11	4/20	店舗売上（飲食） 850,000
	4/25	店舗売上（飲食） 750,000
	4/30	店舗売上（飲食） 650,000
	合計金額	4,000,000

(注10) 様式の指定はありませんが、「売上月」、「店舗名(複数店舗の場合)」は必ず明記してください。

(注11) 申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額に、マーカー又は印を付けてください。

#### ④ 飲食部門売上高報告書

※ 本様式は、神奈川県ホームページからダウンロードしてください。

- ②、③の売上帳等の写しを添付する場合は、必ず添付してください。
- なお、飲食部門以外の売上が含まれている場合（例：飲食店と飲食店以外の事業を運営している、飲食店内で土産物等を販売している等）は、申請店舗の飲食部門のみの売上高を記載してください。

#### <記載例>

記載例

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9・10弾）  
飲食部門売上高報告書

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9・10弾）で申請する下記の店舗について、以下のとおり該当する売上高を報告します。

1 申請店舗

店舗名称	居酒屋 カナガフ
店舗所在地	横浜市中区日本大通1

2 報告年の売上

報告年	令和元年（平成31年）	・	令和2年
4月の売上高	3,800,000 円	（	税抜
5月の売上高	4,800,000 円	（	税抜

3 令和3年の売上

報告年	令和3年
4月の売上高	1,900,000 円
5月の売上高	1,000,000 円

※ 本報告書を報告年の売上帳等に添付してください。  
 ※ 上記の各月の売上高と照合するため、売上帳等の該当箇所に、マーカー又は印を付けてください。  
 ※ なお、飲食部門に付随する物販やテイクアウト等で時間短縮営業等の影響を必然的に受けるものは、飲食部門の売上高に含めることも可能です。

（注12）売上帳等に記載された、申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額の合計額を記載してください。また、参照する年の売上高と一致している必要があります。

電子申請画面内の「上記売上高の年」の項目では、売上高を参照する年を選択してください。

「平成31年4月、又は令和元年5月の売上高」、「令和2年4月、又は令和2年5月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

「上記売上高が税込金額」の項目では、「税込み」又は「税抜き」を選択してください。

（注13）この欄は、売上高減少額方式を選択する店舗のみ記載してください。

売上帳等に記載された、申請する店舗の飲食部門の売上高に該当する金額の合計額を記載してください。また、令和3年の売上高と一致している必要があります。

電子申請画面内の「令和3年4月の売上高」、「令和3年5月の売上高」の項目に売上高を入力してください。

「上記売上高が税込金額」の項目では、「税込み」又は「税抜き」を選択してください。

## 参考 期間ごとに異なる計算方式により申請する店舗

○ 下記の表に該当する店舗は、原則として、「③売上高減少額方式で申請する」を選択してください。(注 14)。

下記の表に該当しない店舗は、「②売上高方式で申請する(下限額以外の場合)」を選択してください。

	I	II	IとIIの差
第9弾	令和元年(平成31年)4月5月の売上高の合計	令和3年4月5月の売上高の合計	1,525万円超
第9弾	令和2年4月5月の売上高の合計	令和3年4月5月の売上高の合計	1,525万円超
第10弾	令和元年5月の売上高	令和3年5月の売上高	775万円超
第10弾	令和2年5月の売上高	令和3年5月の売上高	775万円超

(注 14) 原則として、売上高減少額方式の方が有利となりますが、例外として、期間ごとに異なる計算方式により申請することで交付申請額が多くなる場合があります。